

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜1、2（3、4）号炉（370）」
2. 日時：令和4年7月29日 10時30分～11時40分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、伊藤安全審査官  
  
関西電力株式会社：  
燃料保全グループ チーフマネジャー※ 他6名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
以下のホームページ掲載済みの資料を使用  
・6/22 ヒアリング 事実確認事項への対応（令和4年7月25日提出資料）  
・申請書記載内容に関する補足説明（令和4年7月25日提出資料）  
・高浜1号炉及び2号炉 設置許可申請書記載（令和4年7月25日提出資料）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁イトウです。それではこれから、高浜SFPについてヒアリングを開始したいと思います。
0:00:11	本日は先生記載ぶりについてのヒアリングとなりますので、
0:00:19	使う資料としましては、7月25日に提出をしてもらって、
0:00:28	資料0、コメントリスト。
0:00:31	と、
0:00:32	それから資料。
0:00:35	1-2の申請書
0:00:39	記載内容に関する補足説明。
0:00:42	それから、資料2の、申請書記載の比較表ですね、この三つになろうかと思えます。
0:00:57	資料にはすでに目を通してありますので差し支えなければこれから、質問から入りたいと思えますけれども、関西電力側から、
0:01:09	特に、特に説明しておきたいようなことはありますでしょうか。
0:01:16	はい。関西電力の山野でございます。こちらからは特にございません。進め方も、お示しいただいた通りで結構かと思えます。よろしくお願いいたします。
0:01:27	はい。規制庁伊藤です。承知しました。それでは質問から入りたいと思えます。
0:01:35	まず私の方からですね、申請書資料1-2。
0:01:45	13ページのところについて確認をさせていただきます。
0:01:52	衛藤。
0:01:53	前回ヒアリングを受けて、変更の理由のところを記載を変えてきて、
0:02:01	もらっているところかと思えますけれども、
0:02:04	ここのですね、
0:02:08	変更の理由の、
0:02:10	見れ開示に係る年走路等燃料貯蔵条件の廃止。
0:02:17	というと固陋なんですけど、ちょっとこのメンソード当年量三条件というのは初めて見る言葉だなという気がしていて、
0:02:28	これは規定、
0:02:35	申請そっか何かそういう書きぶりがあるんでしょうか。
0:02:43	はい。関西電力の山野でございます。
0:02:46	こちらの記載でございますけれども、ですね。
0:02:51	添付資料8の、すいません、資料、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:55	A02 のをご確認いただきたいのですが、
0:02:59	添付書類、すいません。
0:03:04	こちらで添付書類の 8 の記載をお示ししているページ、5 ページ目をご確認ください。
0:03:17	はい。
0:03:18	こちら一番左からですね既許可というところから順番に並べて、最一番右端に記載の適正化という形でお示しさせていただいております。該当箇所といたしましては、
0:03:31	既許可で申しますと、二つのパラグラフのうち一番下の方、燃料配置及び使用済み燃料ピット中性子吸収体配置については、林業の初期濃縮度燃焼度及び、
0:03:46	使用済み燃料ピット中性子吸収体の有無の条件による、ちょうど領域を設定してございます。こちらの記載についてですね、改めたいという思いから、
0:03:56	免状等という言葉じりをとらえまして、臨界維持に係る燃焼度等の原料貯蔵条件という形でまとめさせていただいたというものになります。
0:04:08	以上でございます。
0:04:20	浅井電力の志村です。江藤イトウさん申し訳ございません。ご質問の、申請書の記載に関して、そのような表現がされているかというご質問だったかと思うんですけど、その
0:04:32	今おっしゃられた申請書というのは、保安規定の中でという趣旨でご発言いただいたということによろしかったでしょうか。衛藤規制庁イトウです。はいその通りで、保安規定、
0:04:45	との結びつきといいますかその観点からいうと、第 95 条での書きぶりとは違うなと思っていて、
0:04:59	そしたらこの規定の申請書の中で、何か別のところにそういう、
0:05:04	例年、燃料貯蔵条件を追加するみたいなそういう書きぶりがあるって、そこと紐づけているのか、或いはそうではないのかというところの確認です。
0:05:18	安西電力の今まで承知いたしました。不安定の記載ぶりについては、資料 1 の、
0:05:26	REの次の 6 ページに、95 条の条文を載せておりまして、
0:05:34	その該当箇所を赤枠で囲ませていただいております。
0:05:42	そちらについてはこの赤枠で囲んであるところをそのまま申請理由に書く、とはちょっと冗長にもなりますので、エッセンスとしてこの

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:54	赤枠で囲ってあるところですね、使用済み燃料ピット貯蔵ピットに貯蔵する場合は、
0:06:02	臨界ができることをあらかじめ確認している条件というところがございませので、そこを電力貯蔵条件というふうに表現をさしていただいた。
0:06:13	ものです。その中に燃焼度ですとか初期濃縮で頭ですとか、そういう条件も書いてありますので、こういうこの条件のことを指すんですよということが、
0:06:23	後段の審査において、このことなんだということがわかるように燃焼度と、
0:06:31	燃料貯蔵条件というような並びにさしていただいたものでございます。
0:06:37	電力の深見です。ちょっと繰り返しになるかもしれないですけども、今ご覧いただいているこの 95 条の 8 期ですね、ここの、こういった
0:06:48	閉にあたり管理するということ、もうやめます廃止しますと、呼人をどう紐づけるために申請理由として今こういう書き方をさせていただいているというのが意図でございます。
0:07:07	はい。規制庁伊東です。回答については、わかったつもりではいるんですけども、
0:07:14	そうですねここについては、何といたしますか、
0:07:21	先ほどの言葉で言うと、冗長であってもいいのかなという気がしていて、それこそ保安規定の外場をそのまま使うとかであれば、
0:07:32	それが一番明確なのかなという気がしてます。で、
0:07:36	今回書いていただいた年騒動等燃料と同条件。
0:07:42	ということだと、燃焼度等の通って、何でしたっけとか、あとは、
0:07:50	燃料貯蔵。
0:07:52	条件というとかと、貯蔵図。
0:07:56	するかしないかの条件分けみたいなふうにも読めてしまって、何となく誰が読んでも、
0:08:05	保安規定のここだよねみたいな、そういう、
0:08:09	感じではないのかなという印象もあるんですけど、
0:08:14	本規定の記載
0:08:16	をそのまま書くよりも、今回の方がいいという理由はあるんでしょうか。
0:08:23	ちょっと規制庁スズキですけど、補足腔で聞きますけど。
0:08:29	先ほど、拳カーのテンパチにおいては、
0:08:35	燃料の初期濃縮度燃焼度及び使用済み燃料ピット用中性子吸収体の有無。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:42	その条件による貯蔵領域を設定し、というところを、
0:08:49	ベースって説明がありまして、
0:08:52	保安規定においても、
0:08:56	95条のところは全く同じで初期濃縮度燃焼度使用済み燃料ピット中性子吸収体の有無及び配置。
0:09:06	書いてあって、これを保安規定では総称して未臨界が維持できることをあらかじめ明確にしている条件と、
0:09:15	直したわけですね。で、これを撤廃するにあたって、これを撤廃するんだってそのまま直接ストレートで言えばいいはずなのに、
0:09:26	改めてこれを言い直しました、っていうのは今の、
0:09:31	補足説明し、資料1-2の、
0:09:38	なんでしたっけ。
0:09:41	13ページの言葉未臨界維持に係る
0:09:46	燃焼度等燃料貯蔵条件ですっていうふうには言ったんですけど、この未臨界維持に係る燃焼度と燃料貯蔵条件っていうのは撤廃するので、今後何もこの言葉使わないですよ。
0:10:01	なので改めてなぜこの定義をする必要があるのかもわからないのでそこもあわせて理由を説明してください。
0:10:19	関西電力の山野でございます。すいません。先ほどご説明をさせていただいた通りでございます。変更の理由というところでの記載ぶりですね。
0:10:31	こちらについて、あまり冗長にならず、まとめたいという思いからですね、見返しにかかる燃焼度等という形でまとめ、燃料ちょっと補助金の廃止ということで、確認いただいていたものでございます。
0:10:45	ご指摘いただいたところろうですけれども保安規定に書いてある、そういったものをですね、集として、こちらの方に記載すると。
0:10:56	いう形で、
0:11:00	充填をさせていただきたいというふうに、
0:11:06	考えております。
0:11:13	衛藤鬼頭イトウです。送致いたしました。小田原です。はい。ちょっと今、このバーですね一つ先ほどいただいたご意見を踏まえて、私なろうかなっていうのがあるんですけども、発言させていただいてよろしいでしょうか。
0:11:33	セットイトウです。はいよろしくお願いいたします。
0:11:36	はい。具体的には今この資料の13ページですね変更の理由を書いたところがありますけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:46	そのの
0:11:50	板東さんか何かこの未臨界維持に係る燃焼度と、燃料貯蔵条件の廃止。
0:11:59	を行うというところあるんですけど、ここの文言を今からいう文言に入れ替えてはどうかというふうに思います。具体的には、
0:12:12	先ほど協会のテンパチの記載ですねそこを持ってくる形。
0:12:21	で、
0:12:24	燃料の初期濃縮動、
0:12:27	燃焼度、
0:12:31	それがなくなるから、燃焼度等、
0:12:35	の条件による。
0:12:38	今日脳領域の設定を
0:12:43	廃止っていうかそういう感じかなと思うんですけど、競合領域設定をっていう感じかなと思うんです。
0:12:51	いかがでしょうか。
0:12:56	多分に臨界維持に係るはあってもいいのかなと思いました。はい。
0:13:02	臨界時に関わる、
0:13:06	燃料の初期濃縮度燃焼度と、
0:13:12	もう、
0:13:13	兵庫県による、
0:13:15	共同領域の
0:13:17	選定の廃止。
0:13:24	これ誰が読んでもここのあれのことかなというのは、かなり通じるようになったのかなと思います。
0:13:38	規制庁鈴木です。伊藤さん
0:13:41	ホワイトボードを書きながら、それを表示してもらって確認しましょう。
0:13:48	規制庁伊藤です。それは、
0:13:51	こちら側で描きながらということですか。いや、関西電力の方で、保育コードを描きながら実際にこういうふうに直すんだっていうところを、
0:14:03	書いたもので確認していきましょう。
0:14:06	はい。もう、そういった言わないとかニュアンスが違うなんてことを何回もやっても無意味なので、
0:14:16	製造イトウです。今ホワイトボードで表示していただいているところですかね。
0:14:24	未臨界維持に係る燃料の先のすくうど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:30	燃焼度等の条件による、
0:14:34	貯蔵領域の設定の廃止。
0:14:38	はい。
0:14:51	また、
0:14:57	すみません規制庁、鈴木です。
0:15:01	使用済み燃料ピット用中性子吸収体の有無の条件もこれ、
0:15:08	臨界にならないようにするための条件の中に入っている。
0:15:14	はずで、それは明確にしてもらいたいですよね。
0:15:23	関西電力の福原です。許可、もちろん文書あるんですけども、今回、
0:15:31	1個前の文章です理由のところにもまず、設備の廃止。
0:15:38	として使用済み燃料ピット用中性子吸収体の廃止を行うっていうことも、申請理由として掲げているものですから、そのいなくなるを指してですねまたもう1回そこで、
0:15:53	確認もあれかなと思って今私ちょっと削除したんですけども、
0:15:58	ほぼ別におかしくないっていうことであれば、
0:16:03	同時に確かにそうですねあっても別におかしくないですね、入れましょうか。はい。市長数日あってもおかしくないんじゃないかと。
0:16:13	条件はどれを指しているのかわからないんですよね。
0:16:18	そうですねただ電力です本当の削除する前の、何を指して、廃止すると言ってるのかがわからなくなるので、当然廃止しようとしていたものを、
0:16:28	の対象物には使用済み燃料ピット中の中性子吸収体もありましたので、そこは検討会議ですね、了解です。
0:16:41	はい。
0:16:44	大野。
0:16:55	あ、はい季節をイトウです。今ホワイトボードで書いてもらっている。
0:17:01	未臨界維持に係る燃料の祖機能すくと。
0:17:07	燃焼度。
0:17:08	主要済み燃料ピット用中性子吸収体の、
0:17:12	有無。
0:17:14	の条件による、
0:17:17	チョウゾウ領域の設定の廃止。
0:17:23	等、
0:17:38	すみませんちょっと今気になってしまったのは、第95条、保安規定の第95条だと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:45	中性子吸収体の有無及び配置っていうふうに書かれているんですけど、この配置っていうのは、
0:17:54	ふうん。
0:17:56	そうなんだ。
0:18:15	ITという言葉もここに置いておい。
0:18:19	方が、保安規定との関係では明確なのかという。
0:18:26	感じもしますがいかがでしょうか。
0:18:39	関西電力の山野でございます。少々お待ちください。
0:18:44	セイトウです。はい。よろしくお願いします。
0:18:47	規制庁スズキCASEイトウさん多分ですねその保安規定で言っている、有無及び配置の、
0:18:56	部分は、
0:18:57	中性子吸収体の配置ではなくって、
0:19:02	貯蔵領域としての
0:19:06	感じのことを言っていると思っていて、なので、
0:19:11	設置許可で言っている書き方の貯蔵領域の設定っていうところに該当すると。
0:19:16	思います。
0:19:19	規制庁伊藤ですイメージはわかりました配置というのは全然前にかかっている、正直に言うと、
0:19:30	D95 条の記載の、
0:19:32	図 95 があるじゃないですか。
0:19:36	資料 1-2 でいうと 6 ページのところですね。
0:19:40	ここの下の表のところに、まさに今言った初期濃縮動、
0:19:47	というパラメーターと念書をとってパラメーターと使用済み燃料ピットで中性子吸収体があるかないかっていう、という情報が入ってますよね。
0:19:59	パラメーターとして、
0:20:01	はい。で、これらについて、
0:20:03	配置を見ました、配置を考えましたっていうのが図で表されているので、
0:20:10	ここにでコントロールしなきゃいけないパラメーターをすべて並び立てたのが保安規定の、
0:20:18	条件の括弧書きのところですね。
0:20:22	それを設置許可でのテンパチでいうところだと。
0:20:27	中性子吸収体の有無、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:20:30	条件ってところ保護までが及びですね当てによる貯蔵領域を設定したつていうところが、
0:20:39	それに該当すると思うので、保安規定の書き方でどうするか。
0:20:45	既許可のテンパチの書き方で統一するかは、許可の申請書の中なので、許可の申請書で書いてある書きっぷりをそのまま使った方が私は、
0:20:56	通りはいいかなと思いますけど。
0:20:59	規制庁伊藤です。はい頭が整理できますし、
0:21:05	そうすると、今のホワイトボードの書き方で、私は
0:21:12	異論ないんですけれども、鈴木さんもよろしいですか。
0:21:16	はいスズキです。これで結構だと思います。
0:21:20	はい。それではこの書きぶりとする方向で関西電力側もよろしいですか。
0:21:29	関西電力の山田でございますこちらも結構です。よろしく申し上げます。
0:21:34	はい。施設をイトウです。承知しますし、
0:21:37	あと、
0:21:39	それでは次の質問に移りたいと思います。土岐節オガワから他にありませんでしょうか。
0:21:50	はい規制庁スズキです資料 02 の、
0:21:54	ごめんなさい。
0:21:56	資料資料 02 ですね、資料②の
0:22:01	5 ページ、6 ページの
0:22:07	黄色ハッチングを、
0:22:10	されたところ、
0:22:13	ですけれども、前回、
0:22:16	6 ページの 5 ページの真ん中辺りの、
0:22:23	ある地域の条件設定については設計時等の現実的な上限を基本としつつ、
0:22:31	原則自構造物に対して言うが小さくなるような設定とするまた解析条件の不確かさ影響を考慮する必要がある場合には影響評価において感度解析を行うという方針を、
0:22:45	付けた数という、
0:22:47	説明がありまして、これに、
0:22:54	考え方を、それぞれ解析条件のところ書き下しましたというのはその下の、
0:23:02	準ボツが 5 ページ三つ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:07	6 ページには、
0:23:10	1235
0:23:12	六つ書いて、
0:23:16	書いていただいていると。
0:23:18	それで前回にお聞きした時にさきほど言った考え方ですね。
0:23:26	地域率等の現実的な条件を基本とする。
0:23:30	というのもう一つは実効増倍率に対して余裕が小さくなり設定とする。
0:23:36	前者が現実的な条件であれば後者は保守的な条件設定だっというような説明で、
0:23:45	また書き以降の解析条件の不確か請求を考慮する必要がある場合というのは、現実的な条件を設定したことです。その条件に不確かさが、
0:23:57	ある場合にはその影響を、
0:24:00	評価してみて、それが
0:24:06	有意であればその影響評価で感度解析を見るんだっというふうに説明を、
0:24:11	受けたと思ってるんですけども、例えばですね。
0:24:17	5 ページの一番下の注高津流量についてはのところなんですけど、
0:24:23	流量は、これを読むと、実効増数に対して余裕が小さくなるUO2、
0:24:30	条件を設定するっていう、
0:24:34	紙ってあるにもかかわらずなぜか不確かさとして、
0:24:38	結果を見ますという話が、
0:24:45	追加されていて、
0:24:48	ちょっとこれササキ報道の考え方のところと、
0:24:53	何かずれてる気がするんですけど。
0:24:57	これは利用料の設定のところは、
0:25:01	重大事項時対応のため整備している注水放水に係る手順すべてが同時に執行された、実行されたとして、
0:25:11	設定するところは現実的な
0:25:15	その設計等の現実的な条件を基本として設定したと。
0:25:21	認識してたんですけども、それは違うという説明なんですか。もし違うのであれば、なぜ、
0:25:28	不確かさまでさらに考慮する必要があるのか説明してください。
0:25:42	関西電力の山野でございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:44	とですね、まず流量に関する設定方針といたしまして、基本ケース条件の設定方針といたしましては、資料①の2の、
0:25:55	9ページ目にまとめてございます考え方を、記載されております。ゆちよ、練習になっておりまして、左から二つ目がですね、タイトル今回未臨界性評価における解析条件設定方針と、
0:26:09	ということで書かせていただければ済むものですが、
0:26:12	こちらの基本ケース情報の設定方針としましてスモールAからDまでの四つの区分で、
0:26:21	各パラメータに対して評価、どういうふうに設定条件、その設定条件を定めるのかということ、スズキです説明の途中で申し訳ありません、前回のヒアリングにおいてですね、
0:26:33	資料①-2の、今回の資料で10ページによる。
0:26:40	4段組の中で左から2番目と3段目の段落の説明についてはやめますということ、関西電力の口から聞いてるんですけど改めてそこをまた説明するということが、
0:26:54	止めないことに改めますという理解でよろしいですか。
0:27:00	関西電力の山野でございます。少々お待ちください。
0:27:48	はい。関西電力の福原です。この流量のところはですね結構増益に対して余裕、まずこれがさっきおっしゃっていただいたように、いろんなパラメーターに対して、
0:28:02	ゆちよ余裕が小さくなるようにというパターンと、現実的なものという大きく二つというふうな設定の仕方があります。
0:28:13	今鳥居さん、おそらく私お話を聞いていると、現実的なものの方に、
0:28:22	芦川さんはが者はそれを見て大変感度解析をするというふうに考えように聞こえたんですけども我々必ずしも、上流かで二つに分けたパターンの、現実的な方、
0:28:37	多いの道に入ったやつだけを、
0:28:41	指方解析があるわけではなくてですね、もともと保守的に設定したものであったとしても、さらにそのときに不確かさがあるようなものについてはそれを見ておこうということで、我々整理してきてます。
0:28:58	ここの流量ってというパターン、流量ってパラメータについては、まず入口のところでは、2構造は1に対して余裕が小さくなるように、何とかそれは同様小さくように選んでるかということ、いっぱいあるんだけどそれがもう全部同時に実施されたとしてみますと、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:16	ということがすなわち余裕が小さくなるように見ているということでございます。さらに、それに加えて不確かさとして、今後の切り換えのタイミングとかにおいては、複数台同時にを一つの手順の中で回ることも移動することもあるよねということでそれを不確かさとして積んでいくと。
0:29:36	というのが我々の今回の考え方でございます。
0:29:44	規制庁鈴木です。すいませんやっぱり、
0:29:49	規制庁として合意したと思っていた内容と、関西電力が説明している内容は一致していませんので、
0:29:58	解析条件の設定についての考え方については改めて議論しましょう。この
0:30:05	合意できてない状態で記載のについての議論しても仕方がないと思いますので、
0:30:11	それでまず関西電力としては、資料①-2の、
0:30:16	10ページの4段の表の中の、
0:30:22	左から2番目の、今回未臨界評価における解析条件設定方針というのと、左から3番目の各パラメータの具体的設定というこの、
0:30:33	条件設定の考え方っていうのは、先ほど資料②で言っていた。
0:30:41	解析の条件設定については設計時等の現実的だ云々、最終的に感度解析を行うところ、ここまでの記載と、まず一致しているかどうか、説明してください。
0:31:09	関西電力の山野でございます。少々お待ちください。
0:31:32	担当役員の山野でございます。
0:31:35	はい。藤。
0:31:37	パラメータの具体的な設定条件と、等全部資料8におきましての記載の条件、こちらの方の整合ですね、今からご説明したいと思います。
0:31:48	資料1-2の10ページ目の、4年表、ご確認いただきたいんですけども、これの左から三つ目、各パラメータの具体的設定というところで、
0:31:58	丸栄から00までの四つの区分で、度は、各パラメータがですね、どのようなところに入るのかということを整理してございます。
0:32:10	その中で、
0:32:11	他パラメータの設定はご覧いただいた通りなんですけれども、一番右端の記載の適正化こちらのですね、黄色ハッチングしているところの、
0:32:23	ページ中ほどですね。
0:32:25	ええ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:26	事務箇所を読み上げますと、制御棒クラスタ等の中性子吸収効果を考慮せずにとりどころから始まる部分でございますけれども、
0:32:34	こちらの下線部分に、
0:32:36	下線部の最終、最後のところに、丸野と、それからその2行、一行下、丸野Bと、
0:32:47	いう形で書いて、
0:32:51	おりさらにですね一番最後のところに丸の例という形でまとめております。この
0:32:59	マルのAというところは、現実的な条件を基本とし、というところの考え方が、丸のその左側にあります具体的な設定条件ですね、こちらに該当するもの。
0:33:10	丸野Bというのが、同じく、
0:33:15	ある程度保守側に見込んだもの、0-Dというのが、
0:33:19	二つの影響を考慮する必要があるものについては、感度解析を行うという形でまとめているということで、各会議所等がお示しさせていただいているものというふうに考えてございます。
0:33:35	規制庁鈴木です。
0:33:38	資料①-2の10ページの、各パラメーターの具体的設定という欄において、
0:33:47	レンジA0 レンジB0 レンジC0 レンジD0の説明がありますね。で、
0:33:57	レンジD0については、
0:34:00	レンジA0の、
0:34:05	がに該当する、左側の欄のスマールAの項目。
0:34:12	なあなあGBに該当する、左側のA欄のスマールBスマールCに該当するもの。
0:34:20	このレンジAレンジBのどちらのパラメータについてもレンジDにかかってくるというふうに、
0:34:29	今説明されたと理解しました。
0:34:32	そうであるとする、じゃあ、レンジBにおいて、レンジDを使うものを使わないものがある理由がわかりません。
0:34:42	説明してください。
0:34:50	関西電力の福原です。少々お待ちください。
0:36:40	ううん。
0:36:43	はい。関西電力の福原です。戸崎さんの考え、認識をもう一度確認させていただきたいんですけども。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:53	今の
0:36:55	4 ページ。
0:36:57	右から 2 列目ですね、パラメーターの具体的設定という欄において、レンジレンジBCDとありますけども、
0:37:07	ウエキさんはこのU字、
0:37:09	エビというものを、
0:37:13	に対して、
0:37:16	確かさがみられるべきであって、レンジBと、
0:37:23	いう来年で設定されたものに対してはもう不確かさが込み込みになっているので、もうそれ以上、レンジBのような不確かさを考慮した、感度解析っていうのはもう行われるべき、対象では、
0:37:42	ないでしょというご理解というふうには受け取ってるんですけども、その理解で合ってますでしょうか。規制庁鈴木です。私の考え方ではなくて関西電力の資料を読んだのを素直に見ただけです。
0:37:55	ですね、左から 2 番目の欄の今回未臨界性評価における解析条件設定方針の中の、
0:38:04	スモールBCが各パラメータの具体的設定の欄のレンジBに該当するって書いてある。
0:38:12	ますね。スモールB。
0:38:15	について読んでみると、不確かさが影響評価に与える。
0:38:20	不確かさが評価結果へ与える影響が小さいと判断できる場合には、最確値に対し不確かさを保守的に見込んだ値を設定しています。ここは不確かさも見込んでいるので、
0:38:33	レンジBにはいかないはずですよ。次にスモールCについては現実的な値に幅がある場合は、
0:38:40	土肥宇都による保守的な値を設定すると言ってるのでとり得る保守的な値を設定したのにさらに不確かさがあるっていうのは、現実的な値に、
0:38:50	幅があるっていうその幅を、
0:38:53	見込めてないからそういうふうになるように、おるんですけどそうスモールCってそもそもせ。
0:38:59	成立しないじゃないですか。
0:39:04	これを素直に読んだから、レンジBになってるものについては、スモールDをやる意味はないと。
0:39:12	私は思うんですけど。
0:39:15	違いますか私の理解が。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:18	関西電力の小原です。ちょっと私どもの資料の表現がやや
0:39:26	適正でなかったのかもしれないんですけども私の理解はですね
0:39:31	今ご覧いただいてこの左から2列目のスモールABC、E、
0:39:37	までのところはですね、最確値、
0:39:42	をどう設定するかということを書いている部分でして、モールっていうのはズバツともうその最確値が現実的な値として、設定できるものはそれを最確値として設定すると。
0:39:58	スモールBスモールCもちょっといろいろ書いてますけども、フロッピーはですね
0:40:05	不確かサーが与える影響が小さいものについてはもう最確値、それを込みにしたもので、もう最確値とそれを呼ぼうと、こういうのがスモールBです。スモールCっていうのが、現実的な値に幅がある場合には、このとり得る保守的な値を
0:40:24	設定するこれもそう、最確値をそう設定すると言っているものでして、
0:40:31	瀬、
0:40:33	雲は、
0:40:34	スモールBっていうのはそれらの最確値を定めた上で、さらに何か不確かさがあるものについては、目的に感度解析をミイてやろうというのが我々の考えです。
0:40:49	規制庁鈴木です。言いたいことは理解できたのでそうすると、
0:40:54	申請書に書いてある書き方がおかしいんですね。
0:40:58	まず最確値って今言われたのは、右から左から2段目の欄のところで、aポツのところで書いてある説明で最確値はイコール現実的な値、
0:41:11	という説明ですね。そうすると、
0:41:14	電発の記載でいうと設計値等の現実的な条件を基本とする、これに該当するわけですね。
0:41:21	そうずっとスモールBもスモールCもこれですということですので、
0:41:28	ナーGBに該当するものは、
0:41:32	ないということになると思うんですけど。
0:41:36	この左から3番目の欄の各パラメータの具体的設定の、ラージBの記載が間違っていて、スモールABCはすべて、
0:41:49	設計値と現実的な条件を基本としている設定になっている。だからこそ、ラージtの不確かさの影響を考慮した解析が感度解析が必要になってくるというそういう説明になるわけですね。
0:42:03	そう受けとめましたけど違いますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:18	関西電力の山野でございます少々お待ちください。
0:46:56	関西電力の志村です。
0:47:00	資料 1-2 の、この 10 ページのところ、レンジ ABCD とあるんですけども、ちょっと
0:47:10	今このレンジ B のところに、スモール B スモール C の項目がございますというところに対して、なぜ、
0:47:23	保守的に設定しているものに対して不確かさの影響を見るのかということなんんですけども、
0:47:29	ちょっと我々のこの評価をやるに当たって最確値を設定できればそれをするんですけども、メインに最確値を設定できないというパラメーターがいくつかありましたということで、
0:47:42	ちょっと表現として適切かわからないですけども、
0:47:45	最確値よりは保守的な値であるという、保守性を有した値であるということで、最確値が' といいますかそういう、ちょっと保守めに設定したものとこのレンジ B の中に、
0:47:59	含まれている状態です。
0:48:02	例えばそのお水の液滴径、失礼しました。海水中の塩素濃度のよう、スモール C ポツも取り入れる保守的な値を、
0:48:13	設定しているというものもこの今のランチ B の中には含まれております。ただいまちょっと申し上げた
0:48:22	A、
0:48:24	最確値' というのもあれですけども、そのような例えば流量のような条件については、
0:48:33	ご指摘の通り不確かさがそれに対して、
0:48:38	さらにその実効増倍率を厳しくする側に働く不確かさがある、ポンプ台数というところでもありますので、そちらについてはちょっと考え、
0:48:50	をちょっと整理再整理いたしましてこのレンジ A の 2、入れるというふうにごっと適正化をしたいと。
0:49:00	考えております。具体的に言いますとこの、
0:49:05	今レンジ B で、別所スズキです。
0:49:09	ここを改めて検討したいということは理解しましたので、資料化して、
0:49:16	まずは出してください。ここで口頭で聞いてもよくわからないので、
0:49:22	すみませんこれについては、規制庁が審査の進め方について反省点があるかなと今理解しました。まず今年の 11 月の審査会合の、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:49:34	時点においてはこの議論をまだしてる最中だったんですけれども、審査会合の最後に、当時の調査官が、
0:49:44	ちょっとまだそこは煮詰まってないけれども、一旦解析をしようよという話、して今年の2月の審査会合において試解析結果を基本ケース、
0:49:56	ケース①から④を出していただきましたんで、我々としてはそれでとりあえずは説明ができるのかなあとと思って合意に至ったと思って、
0:50:07	審査結果のまとめに入るかと思って今審査申請書の記載について議論をしてるところなんですけれども、関西電力としては、とりあえずやった解析が基本係数、
0:50:21	当ケース①から④でしかないんで、そこについては、それ本当にそれで足りてるか足りてないかもしくは条件設定については適切であるかっていうところは、まだ関西電力としては、
0:50:34	合意しているところではない。
0:50:36	ものですということが理解できましたので、この解析条件の設定について、改めて議論したいということと受け取りましたからまず資料作りをしてください。
0:50:49	それについて、解析基本係数の条件設定と不確かさ係数何をやるべきかというところを、改めて議論しましょう。
0:51:01	よろしいですか。
0:51:04	関西電力の福原です。ちょっとごめんなさい正直、
0:51:13	0ナガタ我々この基本係数とその開発係数を不確かさケース1から4に対して
0:51:24	やり直したいっていうかそこに疑問を持ってるわけでは全くありません。あれで、
0:51:31	十分説明ができると、条件を至ったというふうに思っているんですけども、なぜちょっと今都築さんがそういうふうな発言になったのかが正直ちょっとわからずに工学してるんですけども、
0:51:42	お話をスズキです。
0:51:47	感度解析ケースをやらなければならない理由が曖昧だったので、基本ケースに取り込んでいる、不確かさ部分と取り込んでない不確かさ部分がありますというところについてが、
0:52:01	私は理解できていなくてですね。
0:52:04	なぜそういうことをやんなきゃいけないのか。
0:52:07	で、かつ、今回のテンパチの解析条件の設定の考え方、示していただきましたけれども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:16	なぜ実行統括に対してが小さくなるように設定したのに対してさらなる不確かさがあるという話になるのかやっぱりわからないので、
0:52:26	そこについては、資料を作り直して再度説明をしてくださいとお願いしたところですよ。
0:52:38	あ、関西電力の志村です。ちょっと
0:52:43	ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、
0:52:49	我々としては、これまで審査会合等で15議論させていただいて例えばこの10ページ目の
0:53:00	左から2番目にありますこのパラメーター、基本ケース条件の設定フローですとか、
0:53:08	不確かさ要因の考慮判定フローという考え方。
0:53:12	ですとかあとはその各パラメーターに対して具体的にどんな不確かさがあるんです。その不確かさっていうのはその実効増倍率を厳しくする、その基本ケース条件に対して基本形、実効増倍率を、
0:53:25	厳しめにせ、働くんですかどうなんですかっていうところについては、
0:53:30	直近で言いますと2月7日の
0:53:35	会合資料等、
0:53:37	パワーポイントで整理をしておりますけども、そちらで説明をさせていただいて、この
0:53:47	感度解析等を実施する、まず基本ケースとか感度解析について実施しましょうということになったのは、その考え方ですとかその具体的な条件の設定の中身とかが、
0:53:59	合意が取れたので、解析を進めましょうねという方法に今至ったと認識をさせていただきます。
0:54:10	が、
0:54:12	我々、
0:54:13	としては大きくそこから何も考え方を変えてるつもりはないという認識なんですけども、何か
0:54:23	その過去の議論内容に対して規制庁さんの方で何かお考え、
0:54:29	のその、
0:54:31	変更があったのかどうかっちはちょっと、
0:54:34	確認させていただきたいなと思います。
0:54:38	規制庁鈴木です私は何も考え方は変えてるつもりはないですよ。1000、前回のヒアリングにおいて、
0:54:46	この10ページの、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:48	左から2番目と3番目のこの欄の説明について、不整合が現状ある可能性があるのでこの話はもうやめたらどうですかって話を、
0:55:01	来たときに関西電力を早めやめましょう。記載の原発の記載のが、結果論として2月7日の審査会合で出された解析条件の設定に合うように書かれていればそれでいいですよって話をしたつもりでいました。
0:55:18	今日もその話を聞けると思ってたんですけど、内容を確認しようとする、この左から2番目の段と3番目の段の話で積一生懸命説明されようとするので、
0:55:30	ああだったらここへもし違うんだったらまずここ載せやり直すところから説明してくださいって先ほどお願いしたところです。
0:55:40	関西電力が前回のヒアリングの話から翻したので私はここを聞いているだけなんです。
0:55:48	関西電力の福原です。すいませんちょっと我々が前回のヒアリングでしっかり聞き取れてなかった認識がちょっとスズキさんとずれていたの少し申し訳ないさの反省点として、
0:56:04	考えております。
0:56:08	もう一度ですね、ちょっと今日はもうこれ以上、高校の部分資料もあれでするので議論しても、空中になってしまいますのでもう少しちょっとこの、この資料ですね、
0:56:21	使えて、検討させていただいて、改めて資料提出させていただきたいというふうに思います。
0:56:29	規制庁杉です。まず持ち帰られて検討するっていう内容がずれてるといけないので、
0:56:37	先ほど話があった通り、申請書添発の記載の内容については、
0:56:44	本年の2月7日の審査会合で説明した資料の内容に基づいて、
0:56:51	記載をしていますというのが今の、今日お持ち出された資料の内容だという、
0:56:58	ところでよろしいんですね。
0:57:03	はい。この通りでございます。
0:57:05	わかりましたじゃあそういうふうになってるかどうかを改めて、確認させてもらいます。もし関西電力として資料の修正、今回出した資料の修正が何か、
0:57:20	あるようでしたら、その部分について、何をどう修正しようとしているかを説明してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:30	はい。関西振り力の松原です。本日お出ししてます、この10ページの右側、一番右の列ですね記載適正化欄というのは、今までの議論をさしていただいた結果を踏まえて、
0:57:50	今日時点の我々のベストの答えがこれだと思ってます。
0:57:55	後段規制にしっかり受け付けるような上必要な情報のエッセンスを盛り込むであつたりとか、いろいろご指導いただいたものはここで落とし込んでいると思っています。ただ、ここにこの資料で、このマルAとか丸井、ラージBとかですねスモールABCということを駆使してですね少し
0:58:15	堀田といますか説明をしてしまっているところが、ややちょっと
0:58:22	ずれてきてるっていうかですねところもあるのかとは思いますが、そこはコストの説明の仕方を区分、考えさせていただくというのがまず今日の宿題なのかなというふうに思っています。
0:58:37	規制庁損益ですいません工夫とか考え直すっていうそのどうしようとしてるかっていうのは今ここで何もないんですか。
0:59:05	はい。関西電力の福原です。もともとのパワーポイントを
0:59:14	この資料が今日の資料で左から2列名ですねスモールABCDとありますけども、そこ、
0:59:25	と。
0:59:28	だからもう3列目がいらなかな。
0:59:37	最確値EはJAと最確値'的なものものものを使っている
0:59:47	とりますラージB。
0:59:49	になるスモールBCですね
0:59:53	との紐づけ。
0:59:55	が明確にわかる波第4列、一番右の列への紐付けがわかるような形。
1:00:04	の資料に修正する。
1:00:07	いう感じでちょっとスズキですすみません今、そこを口頭で言われたところは、
1:00:12	2月7日の審査会合で、
1:00:15	説明された内容。
1:00:17	と一致している内容を言われてるんですか。
1:00:21	それとも何か改めて考え直してやろうと思った、案を言われているどちらですか。
1:00:27	関西電力の新村です。
1:00:33	ちょっとけ。そう。そうですね
1:00:36	2月7日のその条件を最初から設定するという、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:41	フローが左から2列目に書いてありましたけども、結局、条件を
1:00:49	結局どういうふうにして設定したのか、それが
1:00:53	例えば最確値'という形で設定されたものについてはラージAというか、左から2番目でいうとスモールAぽつに分類されますよねというその最終結果から見て、
1:01:07	どのように分類されるかという目線で今一度、
1:01:11	例えばですけども、この流量に関しましては現実的な条件として、というように文言に変わりのかなと。
1:01:23	という形で、最終的にどのように徹底したかというところと、部、
1:01:29	申請書記載とが整合するように、
1:01:33	この一番右側の申請書記載を変更して参りたいと考えております。
1:01:38	規制庁スズキです結局、
1:01:41	2月7日の説明からまた変えるってことなんですか。
1:01:45	私はですね、単純に、2月7日の解析結果、基本ケースケース①②③④のこの条件設定についてですね不確かさの、
1:01:57	見方についても含めてですね。
1:02:00	結果として、テンパチのところに記載が現れていればいいかなというふうに思ってるんですけど、スモールABCDラージABCD、
1:02:12	に何とか落とし込みたい層厚2月7日なの資料ではそこが違っているけどそこを修正して落とし込みたいということを一先懸命説明されようとしてると思うんですけど、どうしても説明をしたいということですか。いえ、関西電力の福原です。そんなつもりはありません。
1:02:32	結果として2月7日でご説明した方針に沿った条件設定がテンパチの中できちんとかけていると、いうことをまずご説明する、それが命題だと思っておりますので、必ずしも今日の資料の中の、この裏GDCやスモールABCといった
1:02:52	気を起こして説明したいというわけでは決してありません。
1:02:57	はい。規制庁鈴木です。
1:02:59	お互いの認識は、やりたいことは一致したと思いますので、
1:03:05	それに基づいて今の、
1:03:08	テンパチの記載に対
1:03:12	記載の考え方っていうところが、
1:03:16	説明した、したい内容は現状のままなのか、まだ何かちょっと修正が入りそうなのかどちらですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:26	関西電力の福原です。我々としては、今のところ、本日お出ししている、このテンパチの記載については、現状でしっかり書けているという理解なので特段修正する箇所というのはないものと今考えております。
1:03:45	はい。規制庁鈴木ですわかりましたじゃもう一度、規制庁側から。
1:03:50	この資料 01-2 のスモールABCラージABCDの、
1:03:57	この説明ですね、①の受
1:04:01	1-2 の 10 ページ、11 ページの方の説明はないものとして、資料②、
1:04:08	の、
1:04:10	この記載適正化の内容についてですね、審査会本年の 2 月 7 日の審査会合の資料を見て、
1:04:21	一致してるかどうかってところを確認していきますんで、改めて、もし、
1:04:27	か再度確認が必要であればヒアリングの申し入れをいたします。
1:04:33	よろしいでしょうか。はい、了解いたしましたありがとうございます。
1:04:39	そう。
1:04:40	関西電力の福原です。今今日のこの資料 2 を規制庁さんの中でご確認いただくということでしたけどもその結果ってというのはどういった形での伝達になりますでしょうか。
1:04:55	規制庁都築です。とにかく、
1:04:58	この内容が我々が考えている内容と一致してるかしてないか。もし、
1:05:07	違うんじゃないかっていう部分があれば 2 月 7 日の時点で関西電力の主張の通りではないかもしれないので、そうそうコガ、そごが、我々と合意できてないところがあれば、改めて確認をさせていただきます。
1:05:30	今のお話は本日のこの資料 2 に対して規制庁さんが完全にフリーといえますかご了解いただけない場合は
1:05:44	また確認の機会が設けられるという、そういうことですね。はい。規制庁杉ですテンパチのこの記載については、後段規制で実際には手続きをする。
1:05:56	内容の実現可能性があるかどうかということを見るために見ておりますけれども、ここが規制庁として、自信を持って
1:06:09	後段規制でこれで手続きができるだろうという、覚悟ができなければですね、許可を出しても後段規制でまた頓挫するだけですので、そこについては我々しっかり確認をしたいと思ってるわけですね。
1:06:23	当然これまでも、確認を怠っていたわけじゃなくってしっかり確認をしたつもりだったんですけど、
1:06:29	実際にこうやって文字に起こしていただくと、やっぱりまだ若干、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:34	思っているところが違うなっていうところがあるので、ここをしっかり確認をしておきたいということで
1:06:43	もう一度我々の方で引き取って確認をしますということを申し上げています。
1:06:51	はい。監査役原です。了解いたしました。
1:07:02	規制庁鈴木です。私からは以上ですイトウさん、あとお願いします。
1:07:08	はい規制庁井藤です。
1:07:11	そちらと今の点については、まず規制庁側で確認をしますと。
1:07:19	何か問題点といいますか、見つかったら連絡をするということですか。
1:07:25	埋めたいと思いますと。
1:07:27	で、
1:07:29	一応これ、規制庁側から質問、予定していた質問は以上なんですけれども、他にございますか。
1:07:41	はい。鈴木さんも質問。
1:07:44	よろしいですか。
1:07:53	すいません、ちょっとすみませんミュートになっておりました。規制庁伊東です。それでは今の
1:08:04	本解析条件のところについてはまず規制庁側で確認をしますと、何か問題点が見つかったら、連絡しますということで進めたいと思います。
1:08:17	規制庁側から土肥。
1:08:20	で用意していた質問は以上になりますけれども
1:08:25	他に、秋セトわかりますでしょうか。
1:08:30	鈴木さんもよろしいでしょうか。
1:08:34	規制庁鈴木です私からいいです。はい。それでは本日の振り返りについて、今ホワイトボードを映してもらっていますので
1:08:46	繰り返しかもしれませんが、読み上げの方をお願いいたします。
1:08:52	はい。関西電力の山野でございます。本日、同じ内容でございます。一つございまして資料01-2、申請の理由について、
1:09:03	未臨界維持に係る燃焼度等、燃料貯蔵条件の廃止という言葉で求めていたが、臨界維持に係る燃料の初期濃縮度燃焼度
1:09:13	使用済み燃料ピット中性子吸収体の有無の条件による貯蔵領域の設定の廃止と改めさせていただきたいというふうに思います。以上でございます。
1:09:25	はい。規制庁、伊藤です。承知いたしました。
1:09:29	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:30	それでは、本日のヒアリングの内容としては以上かと思えますけれども、
1:09:39	規制庁側から最後に何かありますか。
1:09:47	規制庁の奥でございます。はい。文言修正すべきところもありますので、そちらの方は修正をお願いいたします。こちらの方で、スズキの方から提起をしました部分について確認をさせていただいて、また必要に応じて、ご連絡
1:10:01	確認を続けさせていただけばと思えます。よろしく申し上げます。以上です。
1:10:09	はい。規制庁伊藤です。関西電力側から、最後に確認しておきたいこと等ありますでしょうか。
1:10:18	はい。関西電力の山野でございますこちらからは特にございません。
1:10:24	木曾イトウです。承知いたしました。それでは
1:10:30	こちらで確認をする事項もありますし、今後のスケジュール、
1:10:35	とかそういったところについては追って調整させてもらえればと思えます。
1:10:41	はい。
1:10:42	それでは本日のヒアリングは以上としたいと思います。ありがとうございました。
1:10:49	はい、ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。